

改 正 案	現 行
<p>基幹放送普及計画</p> <p>放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第五項の規定に基づき、<u>基幹放送普及計画</u>を次のとおり告示する。</p> <p>第1 <u>基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</u></p> <p>我が国の<u>基幹放送</u>は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)並びに原則として地域社会を基盤として<u>基幹放送</u>を行う<u>協会及び学園以外の基幹放送事業者</u>(以下「民間基幹放送事業者」という。)により行うこととされている。このような体制の下で、<u>基幹放送</u>が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、<u>基幹放送</u>に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び<u>民間基幹放送事業者</u>の特質が十分発揮されるようにし、また、<u>基幹放送</u>による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における<u>基幹放送</u>の普及の均衡に適切に配慮しつつ、<u>基幹放送</u>の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。</p>	<p>放送普及基本計画</p> <p>放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第五項の規定に基づき、<u>放送普及基本計画</u>を次のとおり告示する。</p> <p>第1 <u>放送局の置局(受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。)</u>に関して定める指針及び基本的事項</p> <p>我が国の<u>放送</u>は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)及び原則として地域社会を基盤として<u>放送</u>を行う<u>一般放送事業者</u>により行うこととされている。このような体制の下で、<u>放送</u>が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、<u>放送</u>に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び<u>一般放送事業者</u>の特質が十分発揮されるようにし、また、<u>放送</u>による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における<u>放送</u>の普及の均衡に適切に配慮しつつ、<u>放送</u>の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。</p> <p>このため、次のとおり、<u>放送局の置局</u>に関し、指針及び基本的事項を定める。</p>

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上基幹放送

地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。

(ア) 中波放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

(イ) 短波放送

（略）

(ウ) 超短波放送

協会の放送については、総合放送1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送及び県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域（学園の放送にあつては学園の設置する大学の授業の実施予定地域（以下「授業実施予定地域」という。））においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う民間基幹

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上系による放送

(ア) 中波放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに一般放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う一般放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

(イ) 短波放送

（同左）

(ウ) 超短波放送

協会の放送については、総合放送1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送及び県域放送を行う一般放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域（学園の放送にあつては学園の設置する大学の授業の実施予定地域（以下「授業実施予定地域」という。））においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う一般放送事

放送事業者の放送については、2系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。

また、外国語放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、1系統の放送の普及を図ること。

(エ) テレビジョン放送

(略)

A デジタル放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域（学園の放送にあつては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

なお、デジタル放送はデジタル放送以外の放送から

業者の放送については、2系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。

また、外国語放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、1系統の放送の普及を図ること。

(エ) テレビジョン放送

(同左)

A デジタル放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送並びに一般放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域（学園の放送にあつては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う一般放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

なお、デジタル放送はデジタル放送以外の放送から

の全面移行であることから、平成22年12月までに、デジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすること。

この場合において、当該全面移行を促すため、デジタル技術の特性を生かした放送をできる限り多く行うこと。

B デジタル放送以外の放送

(略)

(オ) 多重放送

(略)

イ 衛星基幹放送

の全面移行であることから、平成22年12月までに、デジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすること。

この場合において、当該全面移行を促すため、デジタル技術の特性を生かした放送をできる限り多く行うこと。

B デジタル放送以外の放送

(同左)

(オ) 多重放送

(同左)

イ 衛星系による放送

衛星系による放送のうち2、630MHz から2、655MHz までの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行う一般放送事業者の放送については、デジタル方式による超短波放送を行うこと。なお、放送の普及に当たっては、多様化・高度化する放送需要に柔軟にこたえるため、デジタル技術を活用し、高音質化を図るとともに、文字、図形その他の映像又は信号に併せ送るなど、その特性を生かしたサービスの推進に十分配慮する。

また、全国各地域において電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送を行うことにより、良好な受信の確保等をできる限り可能とすること。

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

A デジタル放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送については、平成23年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

(A) 協会の衛星基幹放送

(2) 衛星系による受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

ア 特別衛星放送

特別衛星放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成23年7月24日までに全面移行すること。

(ア) デジタル放送

特別衛星放送のうちデジタル放送については、平成22年までは周波数の17を、平成22年から平成23年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

A 協会が委託により行わせる放送

(A) 平成23年7月24日（同日までの間に放送法第48条第3項において準用する同条第1項の規定により同法第9条の4第1項の認定を受けた委託国内放送業務の廃止の認可があったときは、当該廃止の日。以下「業務廃止日」という。）までの間においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のaからcまでに掲げる各1系統の放送を行うこと。

a 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次の①及び②に掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高細精度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

① 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

② （略）

b aの放送については、次の①及び②に掲げる事項に取り組むものとする。

a 難視聴解消を目的とする放送（標準テレビジョン放送）

b 衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送（標準テレビジョン放送）

c 技術動向を踏まえた、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する総合放送（高精細度テレビジョン放送（災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に標準テレビジョン放送を行うこともできるものとする。））

(B) 業務廃止日以降においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高細精度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

a 衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

b （同左）

(C) (B)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

① 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

② (略)

c a②の放送については、次の①及び②に掲げる事項に取り組むものとする。

① (略)

② (略)

d a②の放送については、Bの協会の標準テレビジョン放送が終了するまでの間においては、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送(デジタル放送以外の放送)の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。

e 協会の衛星基幹放送の在り方については、(C)に規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

(B) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、平成23年から、

a 首都直下型地震等により地上系の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星系による放送の特性を生かすこと。

b (同左)

(D) (B)bの放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a (同左)

b (同左)

(E) (B)bの放送については、(イ)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまでの間においては、協会の地上系によるテレビジョン放送(デジタル放送以外の放送)の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。

(F) 協会が委託により行わせる放送の在り方については、(C)に規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上系によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

B 学園が委託により行わせる放送

学園が委託により行わせる放送については、平成2

1 系統の高精細度テレビジョン放送（注）及び1 系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

注（略）

C) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化・高度化する放送需要にこたえるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)Aのうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送（民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

B) デジタル放送以外の放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送以外の放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送（(1)イ(1)A(A)a①及び②（業務廃止日以降においては(1)イ

3年から、1系統の高精細度テレビジョン放送（注）及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

注（同左）

C) 一般放送事業者が委託により行わせる放送

一般放送事業者が委託により行わせる放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化・高度化する放送需要にこたえるため放送を行うこと。また、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、平成22年からは、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)Aのうち協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

(1) デジタル放送以外の放送

特別衛星放送のうちデジタル放送以外の放送については、2系統の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送（(2)ア(ア)A(A)a及びb（業務廃止日以降に

(イ) B (A)b) と同一の放送を同時に行うものに限る。) 及び1系統の民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及

移動受信用地上基幹放送のうち、207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。

(2) 内外放送の普及

内外放送については、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるように、具体的な需要を踏まえつつその普及を図ることとする。

(3) 国際放送の普及

(略)

(4) その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア (略)

おいては(2)ア(7)A(B) と同一の放送を同時に行うものに限る。) 及び1系統の一般放送事業者が委託により行わせる標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

イ 一般衛星放送

一般衛星放送については、デジタル技術の特性及び今後の発展性並びに一般衛星放送の多様性に配慮しつつその普及を図ること。

(3) 地上系による受託国内放送 (移動受信用地上放送)の普及

地上系による受託国内放送 (移動受信用地上放送)のうち、207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して一般放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。

(4) 受託内外放送の普及

受託内外放送については、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるように、具体的な需要を踏まえつつその普及を図ることとする。

(5) 国際放送の普及

(同左)

(6) その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア (同左)

イ 既存の放送の普及促進、受信改善に資するため、基幹放送用周波数の有効活用、受信障害対策等に関する所要の技術を開発し、その早期の実用化を図ること。

ウ 地上基幹放送によるデジタル方式の超短波放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

エ 以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、基幹放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) 地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、原則として、放送法第九十三条第一項第四号の規定により一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、さらに、コミュニティ放送については、空中線電力の値を必要最小限のものとする事により、できるだけ多くの者に対し地上基幹放送を行う機会を開放する。

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量

イ 既存の放送の普及促進、受信改善に資するため、放送用周波数の有効活用、受信障害対策等に関する所要の技術を開発し、その早期の実用化を図ること。

ウ 地上系によるデジタル方式の超短波放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

エ 以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

2 放送（委託して放送をさせることを含む。）をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）による放送については、原則として、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、さらに、コミュニティ放送については、空中線電力の値を必要最小限のものとする事により、できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する。

(2) 委託放送業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される委託放送業務に係る伝送容量を制限し、で

を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

- (3) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避ける。

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

- (1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の

できるだけ多くの者に対し委託して放送をさせることを行う機会を開放する。

なお、デジタル放送を委託して行わせる委託放送業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

- (3) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、放送局の置局によって特定の者に集中することを避ける。

3 その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。

(2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること（この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること）。

(3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。

(4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。

(5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。

2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域

第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送す

にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の
目標

1 総 則

(1) 以下の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令の定めるところによるほか、次の定義によるものとする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3) に定めるものを除き、2、3及び4に定めるとおりとする。

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ 衛星基幹放送（次のいずれかに該当する基幹放送を除く。）

(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送

(イ) (略)

(ウ) (略)

カ 協会の行う国際放送及び中継国際放送

ることのできる放送番組の数）の目標

1 総 則

(1) 以下の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令の定めるところによるほか、次の定義によるものとする。

ア (同左)

イ (同左)

ウ (同左)

(2) 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3) に定めるものを除き、2、3及び4に定めるとおりとする。

(3) 次のいずれかに該当する放送（委託して放送をさせることを含む。この項において同じ。）については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な放送が実施できるよう措置するものとする。

ア (同左)

イ (同左)

ウ (同左)

エ (同左)

オ 特別衛星放送（次のいずれかに該当する放送を除く。）

(ア) 協会又は学園が委託して行わせる放送

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

カ 一般衛星放送

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上基幹放送 (デジタル放送)

基幹放送の区分					放送対象地域	放送系の数の目標
テレビジョン放送 (有料放送を含むもの)	高精細度テレビジョン放送	協会の放送	総合放送	広域放送	(略) (注1)	(略)
				県域放送	(略) (注1)	(略)
			教育放送	(略)	(略)	
	民間基幹	総合放送	広域放送	大学の放送	(略) (注2)	(略)
				大学の放送	(略)	(略)
				大学の放送	(略)	(略)

2 国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上系によるデジタル放送

放送の区分					放送対象地域	放送系の数の目標
テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送	協会の放送	総合放送	広域放送	(同左) (注1)	(同左)
				県域放送	(同左) (注1)	(同左)
			教育放送	(同左)	(同左)	
	一般放送	総合放送	広域放送	大学の放送	(同左) (注2)	(同左)
				大学の放送	(同左)	(同左)
				大学の放送	(同左)	(同左)

除く。)	放送事業者の放送	県域放送	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) (略)

(2) 地上基幹放送 (デジタル放送以外の放送)

ア 中波放送

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	(略)	(略)
		県域放送	(略)	(略)
	教育放送		(略)	(略)
民間基幹放送事業者の	広域放送		(略)	(略)
			(略)	(略)
	県域放送		(略)	(略)
			(略)	(略)

	事業者の放送	県域放送	(同左)	(同左)
			(同左)	(同左)
			(同左)	(同左)
			(同左)	(同左)
			(同左)	(同左)

(注1) (同左)

(注2) (同左)

(2) 地上系による放送 (デジタル放送以外の放送)

ア 中波放送

放送の区分			放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	(同左)	(同左)
		県域放送	(同左)	(同左)
	教育放送		(同左)	(同左)
一般放送事業者の放送	広域放送		(同左)	(同左)
			(同左)	(同左)
	県域放送		(同左)	(同左)
			(同左)	(同左)

放送 (有料放送を行うものを除く。)			
-----------------------	--	--	--

イ 短波放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)	(略)	(略)

ウ 超短波放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	(略)	(略)
学園の放送(有料放送を行う)	大学教育放送	(略) (注)	(略)

--	--	--	--

イ 短波放送

放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
一般放送事業者の放送	(同左)	(同左)

ウ 超短波放送

放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	(同左)	(同左)
学園の放送	大学教育放送	(同左) (注)	(同左)

<u>うものを除く。)</u>			
<u>民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。)</u>	県域放送	(略)	(略)
		(略)	(略)
	外国語放送	(略)	(略)

(注) (略)

エ テレビジョン放送

基幹放送の区分				放送対象地域	放送系の数の目標
標準テレビジョン放送	協会の放送	総合放送	広域放送	(略)	(略)
			県域放送	(略)	(略)
		教育放送	(略)	(略)	

<u>一般放送事業者の放送</u>	県域放送	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
	外国語放送	(同左)	(同左)

(注) (同左)

エ テレビジョン放送

放送の区分				放送対象地域	放送系の数の目標
標準テレビジョン放送	協会の放送	総合放送	広域放送	(同左)	(同左)
			県域放送	(同左)	(同左)
		教育放送	(同左)	(同左)	

学 園 の 放 送 （ 有 料 放 送 を 行 う も の を 除 く ）	大学教育 放送		(略) (注)	(略)	
	民 間 基 幹 放	総 合 放 送	広 域 放 送	(略)	(略)
				(略)	(略)
		県	(略)	(略)	

学 園 の 放 送	大学教育 放送		(同左) (注)	(同左)	
	二 般 放 送 事	総 合 放 送	広 域 放 送	(同左)	(同左)
				(同左)	(同左)
		県	(同左)	(同左)	

送 事 業 者 の 放 送 (有 料 放 送 を 行 う も の を 除 く 。))	域 放 送	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

(注) (略)
オ 多重放送

業 者 の 放 送	域 放 送	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)

(注) (同左)
オ 多重放送

(ア) 超短波音声多重放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）	協会又は民間基幹放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	(略)

(イ) 超短波文字多重放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	協会の超短波放送又は民間基幹放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	(略)
有料放送を行うものに限る。	協会の超短波放送又は民間基幹放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	

(ア) 超短波音声多重放送

放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
一般放送事業者の放送	協会又は一般放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	(同左)

(イ) 超短波文字多重放送

放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
一般放送事業者の放送	協会の超短波放送又は一般放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	(同左)
有料放送を行うものに限る。	協会の超短波放送又は一般放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	

(ウ) 標準テレビジョン音声多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	(略)

(エ) 標準テレビジョン文字多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）</u>	<u>協会の標準テレビジョン放送又は民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。（注1）</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1以上（注2）</u>

(注1) (略)

(注2) (略)

(ウ) 標準テレビジョン音声多重放送

<u>放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>一般放送事業者の放送</u>	<u>一般放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	(同左)

(エ) 標準テレビジョン文字多重放送

<u>放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>一般放送事業者の放送</u>	<u>協会の標準テレビジョン放送又は一般放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。（注1）</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1以上（注2）</u>

(注1) (同左)

(注2) (同左)

(オ) 標準テレビジョン・データ多重放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
<u>民間基幹放送事業者の放送</u>	有料放送を行うものを除く。	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域</u> と同じ。	(略)
	有料放送を行うものに限る。	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域</u> と同じ。	

(3) 衛星基幹放送 (デジタル放送)

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送
		<u>をすることのできる</u>

(オ) 標準テレビジョン・データ多重放送

放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
<u>一般放送事業者の放送</u>	有料放送を行うものを除く。	<u>一般放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域</u> と同じ。	(同左)
	有料放送を行うものに限る。	<u>一般放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域</u> と同じ。	

3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

(1) 特別衛星放送 (デジタル放送)

ア 協会が委託により行わせる放送

放送の区分	放送対象地域	放送系により放送
		<u>をすることのできる</u>

			る放送番組の数の目標
テレビジョン放送			
	総合放送	全国	2

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	(略)	(略)
テレビジョン放送		(略)	(略)

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送
---------	--------	----------

			放送番組の数の目標
テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1 (注)
	総合放送	全国	2

(注) 業務廃止日に終了することとする。

イ 学園が委託により行わせる放送

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	(同左)	(同左)
テレビジョン放送		(同左)	(同左)

ウ 一般放送事業者が委託により行わせる放送

放送の区分	放送対象地域	放送系により放送
-------	--------	----------

			をすることのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	特定標準 テレビジョン放送	(略)	(略)
	特定標準 テレビジョン放送 以外の放送	(略)	(略) (注)

(注) 一の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4) 衛星基幹放送 (デジタル以外の放送)

<u>基幹放送</u> の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
<u>協会</u> <u>の放</u> <u>送</u>	テレ ビジ ョン		

			することのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	特定標準 テレビジョン放送	(同左)	(同左)
	特定標準 テレビジョン放送 以外の放送	(同左)	(同左) (注)

(注) 一の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な委託放送業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(2) 特別衛星放送 (デジタル以外の放送)

放 送 の 区 分			放送対象地域	放送系の数の目標
<u>協会</u> <u>が委</u> <u>託に</u>	テレ ビジ ョン	難視 聴解 消を	全国	1 (注1) (注2)

	放送			
		総合放送	全国	2

より 行わ せる 放送	放送	目的 とする 放送		
		総合 放送	全国	1 (注1) (注3)

(注) 1 特別衛星放送（デジタル放送）と同一の放送を同時に行うものとする。

2 業務廃止日に終了することとする。

3 業務廃止日以降については、2とする。

(5) 移動受信用地上基幹放送 (207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送)

(3) 移動受信用地上放送 (207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送)

<u>基幹放送</u> の区分		放送対象地域	放送系により <u>放送</u> をすることのできる放送番組の数の目標
<u>民間基幹放送事業者の放送</u>	マルチメディア放送	(略)	(略)

<u>放送</u> の区分		放送対象地域	放送系により <u>放送</u> をすることのできる放送番組の数の目標
<u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u>	マルチメディア放送	(同左)	(同左)

(削除)

4. 国際放送等に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 国際放送

放 送 の 区 分	放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	(同左)	(同左)

(2) 中継国際放送

放 送 の 区 分	放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	(同左)	(同左)